資料２

令 和 ７ 年 度

第４期帯広市消費生活基本計画
施策評価報告書

帯 広 市

経 済 部　　商 業 労 働 室　　商 業 労 働 課

１．第４期帯広市消費生活基本計画 施策評価報告書について

本報告書は、本市が令和７年度中に第４期帯広市消費生活基本計画に基づき実施した取り組みを推進施策ごとに整理し、帯広市消費生活行政推進庁内連絡会議において進捗状況を検証・評価した内容を取りまとめたものです。

施策の評価にあたっては、基本方針別に設定した評価指標の達成状況と、施策ごとの取組内容及びその効果などを総合的に勘案した上で、進捗状況を検証・評価しています。

【参考：第４期帯広市消費生活基本計画　施策体系】

基本方針	施策の方向	推進施策	ページ
Ⅰ．消費生活の安全・安心	１．危害等の防止	（１）商品等の安全性の確保 （２）食品等の安全性の確保	3~4
	２．事業活動の適正化の推進	（１）表示・広告の適正化 （２）包装の適正化 （３）計量の適正化	5
	３．取引の適正化の推進	（１）事業者に対する調査・指導・勧告等 （２）法令遵守のための周知・啓発	6
	４．商品やサービス等の確保と物価の安定化	（１）生活関連商品等に関する調査等 （２）特定生活関連商品等に関する指定・調査・勧告等	7
Ⅱ．消費者の自立支援	５．消費者教育の推進	（１）学校における消費者教育 （２）地域における消費者教育	8~9
	６．消費者啓発・情報提供の推進	（１）高齢者等の消費者被害の防止 （２）情報提供の推進	10~11
	７．消費者団体への支援	（１）消費者団体との連携 （２）自主的な活動への支援	12
	８．消費者意見の反映	（１）消費者の参画	13
Ⅲ．消費者被害の救済	９．相談機能の充実	（１）消費生活相談の実施 （２）消費生活相談員の専門的知識の向上 （３）専門的知識を有する者等による相談の実施	14~15
	10．あっせんと調停	（１）消費生活審議会によるあっせん・調停	16
	11．訴訟の支援	（１）消費者訴訟に要する費用の貸付等	17
Ⅳ．環境保全等への配慮	12．環境保全等の推進	（１）環境等に配慮した消費者の育成と事業活動の推進	18~19
	13．地域資源の活用	（１）地産地消等による循環型地域社会づくり	20~21

２．評価指標の達成状況

基本方針	指標	基準値	目標値 (R11)	達成状況 R7	R8	R9	R10	R11	単位
基本方針Ⅰ 消費生活の安全・安心	消費生活用製品安全法立入検査における適正表示製品率	100.0 (R5)	100.0	100.0	-	-	-	-	%
指標の説明	消費生活用製品安全法に基づく立入検査において検査対象となった製品のうち、適正表示となった製品率です。消費生活用製品の安全性の確保を測る指標として設定します。目標値は、すべての品目・店舗において適正表示製品を販売していることを目指し設定しています。								
指標の評価（R7）	消費生活用製品安全法に基づく市内販売事業者への立入検査の結果、適正表示製品率は100％であり、すべての品目・店舗において適正表示製品が販売されていることが確認できたことから、順調に進捗しているものと評価します。								

基本方針	指標	基準値	目標値 (R11)	達成状況 R7	R8	R9	R10	R11	単位
基本方針Ⅱ 消費者の自立支援	消費者講座受講者数	125 (R5)	177	174	-	-	-	-	人
指標の説明	市が実施する消費者講座を受講した人数です。市民の消費生活に関する意識の向上を測る指標として設定します。目標値は、第３期計画期間中最も多かった177人を目指すこととして設定しています。								
指標の評価（R7）	市が実施する消費者講座の受講者数は174人であり、計画初年度から目標値近くの受講者数となったことから、概ね順調に進捗しているものと評価します。								

基本方針	指標	基準値	目標値 (R11)	達成状況 R7	R8	R9	R10	R11	単位
基本方針Ⅲ 消費者被害の救済	あっせん解決率	89.5 (R5)	89.5 以上	98.4	-	-	-	-	%
指標の説明	消費生活アドバイスセンターによるあっせんの解決率です。消費生活相談機能の充実を測る指標として設定します。目標値は、基準年(R5)以上となることを目指すこととして設定しています。 ※あっせんとは、消費者と事業者の交渉が円滑に行われるように消費生活相談員等が介在することをいい、手続きにこだわらず、当事者間で自主的な解決が行われるように、助言・援助・調整等を行うことです。								
指標の評価（R7）	消費生活アドバイスセンターにおいて実施した消費生活相談のうち、消費生活相談員が事業者との間に入り交渉（あっせん）し解決に至った割合は98.4%であり、目標値を大幅に上回り、非常に高い水準であっせん解決に至っていることから、順調に進捗しているものと評価します。								

基本方針	指標	基準値	目標値 (R11)	達成状況 R7	R8	R9	R10	R11	単位
基本方針Ⅳ 環境保全等への配慮	出前環境教室への参加者数	32,509 (H12～R5)	42,342 (H12～R11)	35,667 (H12～R7)	-	-	-	-	人 (累計)
指標の説明	市が実施する出前環境教室への参加者数です。環境に配慮した消費者の育成について測る指標として設定しています。目標値は、「第三期帯広市環境基本計画」における「環境配慮行動の実践」に関連する指標項目が、本基本方針の指標としても適切と考えられることから設定したものです。								
指標の評価（R7）	市が実施する出前環境教室への平成12年度から令和７年度までの参加人数は累計35,667人と、基準値から約3,200人増加しており、環境配慮行動の実践に向けた普及啓発が着実に進んでいるものと考えられることから、概ね順調に進捗しているものと評価します。								

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅰ　消費生活の安全・安心	
	施策の方向	推進施策
	1　危害等の防止	（1）　商品等の安全性の確保 （2）　食品等の安全性の確保
	主な担当課	商業労働課、農政課、学校給食センター、予防課（とかち広域消防事務組合）

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
消費生活用製品安全法に基づく特定製品に係る技術基準適合マーク等に関する立入検査等	【立入検査　11月～12月実施】 ・消費生活用製品安全法 調査店舗数7店、検査機種数62点、不適正表示 0点	商業労働課
条例に基づく事業者への調査・勧告	・該当事案なし	商業労働課
国、独立行政法人国民生活センター、北海道等と連携した消費者事故等に関する情報の収集と提供	・PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）や道の消費者行政メーリングリストにより消費者事故被害や行政指導等に係る情報収集を行った	商業労働課
とかち広域消防事務組合を通じた老朽化消火器の安全な廃棄・リサイクルシステムの周知	・リサイクルシステムをとかち広域消防局のホームページで周知 ・一般社団法人北海道消防設備協会帯広支部の協力による老朽化消火器の回収事業（年1回、有料）を広報おびひろ、十勝毎日新聞で周知（令和7年4月27日、163本回収）	予防課 （とかち広域消防事務組合）
安全・安心で良質な地元産の農畜産物の消費拡大に向けた情報提供	・国際水準GAP（農業生産工程管理）の促進、クロスコンプライアンスチェックシートに基づく環境負荷低減の取り組みを実施 ・消費者への情報提供（おびひろ・十勝管内農産物直売所マップのホームページでの情報提供）	農政課
消費者への食育・農業理解の促進	・帯広市農業技術センター食育展示ほ場見学　16校　818人 ・帯広の森サラダ館　学童農園　25団体（幼保小中、福祉団体）　1,347人 ・小学校への出前授業　小学3～5年生対象　18校　1,269人 ・とかち大平原交流センターでの農業体験事業　1,624人 ・畜産物加工研修　肉製品加工　311人、乳製品加工　362人 ・搾乳牛模型による搾乳体験　4回 ・帯広市食育推進サポーターによる活動　26件　1,455人	農政課
給食における使用食材の放射性物質測定	・給食に使用する1都16県で生産された野菜・果物・肉類・加工品および国内産の魚介類を測定し、市ホームページに掲載（206検体）	学校給食センター

2.施策の評価

消費生活用製品安全法に基づく立入検査の結果、不適正表示がないことを確認したほか、老朽化消火器の回収事業では、令和3年から令和7年までの5年間で、988本の消火器を回収しており、消火器の廃棄方法とリサイクルシステムについての周知が進んでいるものと考えられます。

また、食育・農業に関する各種取り組みにおいては、一定の参加者数や実施回数を維持しており、消費者への食育・農業理解促進を図ったほか、給食における放射性物質測定については、平成30年度より加工品を加えた検査を実施しており、学校給食の安全・安心の確保に努めました。

以上を総合的に勘案し、本施策は概ね順調に進捗しているものと評価します。

3．課題と今後の取り組み方向

・販売事業者において技術基準に適合した安全な製品が販売されるよう、消費生活用製品安全法に基づく立入検査等に継続して取り組みます。
・「とかち広域消防事務組合を通じた老朽化消火器の安全な廃棄・リサイクルの周知」については、老朽化消火器の回収事業のほか、消火器の日頃の点検の重要性や、古くなった消火器の事故事例などについても広報誌や新聞等、各種広報媒体の活用により周知を徹底し、安全な廃棄を推進します。
・「安全・安心で良質な農畜産物を、安心して消費してもらうための情報提供」では、流通・小売業界の動向を見据え、持続可能な農業生産を進めるため、国際水準GAPの促進やクロスコンプライアンスチェックシートに基づく環境負荷低減の取り組みを実施します。
・消費者が安全・安心で良質な農畜産物を安心して消費できるよう、今後もおびひろ・十勝管内農産物直売所マップの配布やホームページ等での情報提供を継続していきます。
・「消費者への食育・農業理解の促進」では、食育アンケートの結果から、食育に対する市民の関心は比較的高いものの、朝食欠食率が目標値に達していないなど、食に関する価値観やライフスタイルの多様化などが進み、実践へ結びついていない状況が窺えます。そのため、市民が食育を学ぶ機会を継続的に提供していくことをはじめ、庁内関係各課や関係団体等の更なる連携により、様々な分野において、総合的に食育の推進を図っていくことが必要です。また、市民の自主的な食育活動に対して、食の有識者が取組のサポートをする、「帯広市食育推進サポーター事業」の活用が一層図られるよう、情報発信を図るほか、サポーター同士の連携による効果的な事業展開が必要です。食育に興味のない市民を対象に、更なる食育の推進を図るため、より効果的な食育のPRが必要です。
・食育は、市民一人ひとりが日常の中で実践していくことが重要であることから、今後も継続して行政と関係団体が連携を図り、食育の取組を支援していく体制を構築すると共に、市民が食育の体験や学習をすることができる機会の提供を行います。また、引き続き食育推進計画に基づき、庁内関係各課や食育推進サポーターをはじめとする市民関係団体等との連携を図り、総合的に推進します。
・学校給食の安全・安心の確保のため、放射性物質測定を継続して取り組みます。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅰ　消費生活の安全・安心	
	施策の方向	推進施策
	2　事業活動の適正化の推進	（1） 表示・広告の適正化 （2） 包装の適正化 （3） 計量の適正化
	主な担当課	商業労働課

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
家庭用品品質表示法その他の法令等に基づく適正な品質表示事項等についての立入検査等	【立入検査　10月～12月実施】 ・家庭用品品質表示法 調査店舗数 3店、検査点数160点、不適正表示 0点	商業労働課
事業者等への過剰包装防止の啓発	・商品量目の立入検査を行う際、随時、事業者に対し過剰包装防止に関する啓発を実施	商業労働課
計量法に基づく検査・指導	・取引や証明で使用されるはかり等（定期計量器）の定期検査 戸数：265戸 台数：789台、不合格台数：0台 ・商品量目立入検査 店舗数：12戸 検査商品数：2,624個 不適正商品数：41個	商業労働課
ポスター・イベント等による計量制度の普及啓発	・市役所内において啓発ポスターの掲示やグッズ(ポケットティッシュ)の設置を行ったほか、「みんなの消費生活展」を通じて計量制度の普及啓発を行った	商業労働課

2.施策の評価

法令に基づく各種立入検査や特定計量器定期検査、窓口やイベントを通じた計量制度の普及啓発を着実に実施したことで、消費者の安全・安心を確保できたものと考えられることから、概ね順調に進捗しているものと評価します。

3．課題と今後の取り組み方向

これまで定期検査を実施してきた事業者については、特定計量器の適正管理は図られていると言えますが、新規開業者における特定計量器の適正管理及び定期検査の受検が適切に実施されるよう、より一層の制度周知が必要と考えます。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅰ　消費生活の安全・安心	
	施策の方向	推進施策
	3　取引の適正化の推進	（1）　事業者に対する調査、指導、勧告等 （2）　法令遵守のための周知、啓発
	主な担当課	商業労働課

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
条例に基づく事業者への調査・指導・勧告及び市民へ調査結果の情報提供	・該当事案なし	商業労働課
事業者団体等を通じた法令順守の周知・啓発	・該当事案なし	商業労働課

2.施策の評価

評価対象となる取り組みの実績なし

3. 課題と今後の取り組み方向

該当する事案が発生した場合は適切に対応します。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅰ　消費生活の安全・安心	
	施策の方向	推進施策
	4　商品やサービス等の確保と物価の安定化	（1）　生活関連商品等に関する調査等 （2）　特定生活関連商品等に関する指定・調査・勧告等
	主な担当課	商業労働課

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
生活関連商品の小売価格調査	・商業労働課の職員による小売価格の調査を行い、価格の推移をグラフ化して市ホームページ上に調査結果を公表	商業労働課
条例に基づく特定物資の指定、事業者への調査・勧告等	・該当事案なし	商業労働課

2.施策の評価

食品等の小売価格調査結果の公表、市民生活への影響を測る「判断材料」となるデータの蓄積等、順調に進捗したものと評価します。

3. 課題と今後の取り組み方向

生活関連商品等の小売価格調査について、北海道が同様の調査をしており、道内他市では小売価格調査自体を縮小・廃止しているところもありますが、市独自の調査結果が報道で活用されていることから、当面は調査を継続しつつ、他市の動向を注視しながら今後の調査のあり方について検討していきます。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅱ　消費者の自立支援	
	施策の方向	推進施策
	5　消費者教育の推進	（1） 学校における消費者教育 （2） 地域における消費者教育
	主な担当課	商業労働課、学校教育指導課

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
学校教育における情報活用能力・情報モラルの育成	・情報モラルについての正しい知識を身につけるため、「特別活動」「道徳科」及び「総合的な学習の時間」で指導した ・各学校において、外部講師の派遣を依頼するなどして、SNSやインターネットについての情報モラル育成に向けて取り組んだ	学校教育指導課
中学校への出前消費者教育講座等の実施	・中学校への出前消費者講座(おびひろ市民学)を実施　5校、228名 ・市内小学校26校、中学校14校（義務教育学校1校含む）に消費者教育用啓発資料を配布	商業労働課
高校等への消費者被害予防教育講座の実施	・高校生、専門学校生等を対象に、消費者被害予防教育講座を実施し、若年者の消費者トラブル防止に努めた（10校、実施回数23回、 1,356名） ・講座を実施しなかった学校に対しては、講座で使用する消費者被害予防啓発資料を配付した(4校、配付部数746部)	商業労働課
消費者教育教材の作成	・北海道消費者行政強化事業補助金を活用し、一般消費者、高校生等若年者、高齢者向けの各種啓発資料を作成し、教育・啓発に活用した	商業労働課
消費者講座・講演会の実施	・消費者講座7回、174人 ・親子消費者講座1回、21人	商業労働課
町内会や老人クラブ等の団体、事業所への出前講座の実施	・地域消費者講座：4回、163人	商業労働課

2.施策の評価

授業の様々な場面において、タブレット端末を活用した学びを通じて情報活用能力・情報モラルの育成を図り、ねらいや内容に応じて、授業の中で情報活用能力・情報モラルの育成に取り組みました。また、各学校が関係機関と連携し、情報モラル育成のための出前授業の実施支援や、各種資料・通知等の情報共有を行いました。

高校等への消費者被害予防教育講座については、実施校、実施回数、実施人数ともに昨年度を上回りました。成年年齢引き下げに伴い、若年者への消費者教育が重要視されている中で、若年層を中心に消費者教育の推進できたものと考えます。

以上を総合的に勘案し、本施策は概ね順調に進捗しているものと評価します。

３．課題と今後の取り組み方向

・家庭でのタブレット端末の活用方法やルールについて、学校と家庭が共通理解を図り、情報活用能力・情報モラルを育成することができるよう、引き続き各学校への指導や情報提供を進めていきます。
・社会経験の少ない若年者の消費者被害を未然に防ぐためにも、高校等での講座をはじめとする若年者への消費者教育に継続して取り組んでいきます。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅱ　消費者の自立支援	
	施策の方向	推進施策
	6　消費者啓発・情報提供の推進	（1）　高齢者等の消費者被害の防止 （2）　情報提供の推進
	主な担当課	商業労働課、建築開発課、危機対策課、予防課（とかち広域消防事務組合）

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
広報紙、ホームページ、SNS などの広報媒体による情報提供	・広報誌を活用した、消費者被害予防に向けた消費者講座の案内掲載 ・市ホームページ及びSNS（Facebook）を通じた、悪質商法や消費者トラブルの注意喚起を実施	商業労働課
消費生活アドバイスセンター情報コーナーでの周知・啓発	・消費者トラブルや生活に関連した情報を紹介する「くらしの展示コーナー」として、消費生活アドバイスセンター内でパネルやパンフレットによる常設展示や企画展示を実施 利用者数：6,450人	商業労働課
「みんなの消費生活展」や各種会合の場を活用した周知・啓発	・プラザまつりに合わせて「みんなの消費生活展」を開催し、消費生活に関する情報提供や啓発を実施 参加者数1,807人	商業労働課
高齢者や高齢者の見守り者向けガイドブック・パンフレット等の作成・配布による消費者被害防止啓発	・北海道消費者行政強化事業補助金を活用し、消費者被害予防冊子などの啓発資料を作成し、出前講座等で配布した	商業労働課
帯広市犯罪のない安全なまちづくり推進連携会議における情報提供	・帯広市犯罪のない安全なまちづくり推進連携会議において、十勝総合振興局や帯広警察署をはじめとする関係団体に対し、消費生活アドバイスセンターに寄せられた相談件数及び相談内容や、帯広消費者協会の直近の活動など、消費者被害予防等に関する情報提供を行った	商業労働課
帯広警察署セーフティサービス（OSS）ネットワークの活用による情報発信	・平成28年10月より運用開始されたOSSネットワークに登録し、振り込め詐欺及び特殊詐欺、悪質訪問販売業者の出没などの情報を収集し、フェイスブックやSNSなどによる注意喚起等を行った 情報発信の回数：72回	危機対策課
高齢者の消費者被害防止に向けたセミナーの開催	・高齢者の消費者被害を防ぎ、高齢者が安心して暮らしていくために、身に着けておくべき情報や知識について事例を交えながら学ぶ「高齢者セミナー」を開催した 参加者数：25人	商業労働課
住まいの総合相談窓口・市ホームページによる住宅関連情報の提供	・「住まいの総合相談窓口」において、住まいに関する情報提供等を実施したほか、帯広市ホームページに掲載 ・住まいに関する情報を集約したパンフレット「住まいの情報」の作成・配布	建築開発課
とかち広域消防事務組合を通じた消火器・住宅用火災警報器の不適正販売に係る情報の収集・提供	・不審電話や悪質な訪問販売について、とかち広域消防局のホームページで周知するとともに、春と秋の火災予防運動期間中に要配慮者世帯の防火訪問を実施（春449件、秋115件）	予防課（とかち広域消防事務組合）

2.施策の評価

みんなの消費生活展については、昨年度と比較して参加者数が大幅に増加したほか、様々な広報媒体による情報提供を通じて広く消費者啓発に取り組みました。
特殊詐欺等の手口が日々多様化・巧妙化する中で、OSSネットワークを活用して被害状況や手口に関する情報を収集し、本市公式SNS等を通じて発信することで、より多くの市民に対する注意喚起に努めました。
住まいの総合相談窓口においては、年によって相談件数に多少の増減はあるものの、住まいに関する様々な相談に適切に対応しました。
消火器・住宅用火災警報器の不適正販売に係る不審電話や悪質な訪問販売に関する情報提供として、ホームページでの広報や、要配慮者世帯の防火訪問の際の周知などに取り組みました。

以上を総合的に勘案し、本施策は順調に進捗しているものと評価します。

3. 課題と今後の取り組み方向

・消費者啓発・情報提供については、実施方法の改善を図りながら、引き続き推進していきます。
特殊詐欺等による被害が後を絶たない状況にあることから、今後も警察署と連携しながら市民へ特殊詐欺等の情報を速やかに発信することで、犯罪被害の未然防止に繋げていきます。
引き続き、住まいに関する問い合わせ対応や「住まいの情報」の内容の更新など、住宅関連制度の周知に努めていきます。
消火器・住宅用火災警報器の不適正販売等の情報提供については、各種広報媒体を活用しながら推進を図っていきます。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅱ　消費者の自立支援	
	施策の方向	推進施策
	7　消費者団体への支援	（1） 消費者団体との連携 （2） 自主的な活動への支援
	主な担当課	商業労働課

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
一般社団法人帯広消費者協会との連携及び活動への支援	・帯広消費者協会が実施する街頭啓発に参加するなど連携して取り組んだほか、同協会が行う主体的な活動に対し補助金を交付	商業労働課

2.施策の評価

帯広消費者協会と連携した取り組みや、同協会への補助金の交付による支援を実施しており、順調に進捗しているものと評価します。

3．課題と今後の取り組み方向

帯広消費者協会の会員数は減少傾向にあり、これに伴い会費収入も減少している状況にありますが、同協会は消費生活に関する情報収集・提供等、市民の消費生活の向上等に大きな役割を果たしていることに加え、帯広市消費生活アドバイスセンター管理・運営業務を受託していることから、安定的な団体運営が図られるよう、引き続き支援していく必要があると考えます。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅱ　消費者の自立支援	
	施策の方向	推進施策
	8　消費者意見の反映	（1） 消費者の参画
	主な担当課	商業労働課

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
帯広市消費生活審議会への消費者の参画	・帯広市消費生活審議会6名中、消費者団体から推薦委員2名 一般公募委員2名が参画（第19期　任期：令和8年2月23日～令和10年2月22日）	商業労働課
講座・講演会等における消費者意見の集約	・講座や講演会の受講者に対しアンケート調査を実施し、テーマの設定等に活用	商業労働課
消費生活アドバイスセンターに寄せられた情報の集約	・消費生活アドバイスセンターが受けた全ての相談内容をPIO－NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に入力し、国民生活センターや全国の消費生活センター等の消費生活相談窓口と相談情報を共有することにより、消費者被害の傾向を把握	商業労働課

2.施策の評価

消費生活アドバイスセンターで受けた相談内容をPIO-NETに入力・蓄積することで、市内における消費者トラブルや被害の傾向の把握等に活用しているほか、講座等におけるアンケートの回答内容を参考としながら消費者講座のテーマを設定していることから、概ね順調に進捗しているものと評価します。

3. 課題と今後の取り組み方向

今後も消費生活相談の内容や講座等におけるアンケート結果などを参考に、消費者教育・啓発資料の内容や市民が興味を持ちやすい消費者講座のテーマ・開催手法を検討するなど、消費者意見を踏まえた取り組み内容の検討・改善を進めていきます。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅲ　消費者被害の救済	
	施策の方向	推進施策
	9　相談機能の充実	（1） 消費生活相談の実施 （2） 消費生活相談員の専門的知識の向上 （3） 専門的知識を有する者等による相談の実施
	主な担当課	商業労働課、建築開発課

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
消費生活アドバイスセンターの運営と周知・啓発	・消費生活アドバイスセンターの運営業務を一般社団法人帯広消費者協会に委託 ・消費者講座等を通して消費生活アドバイスセンターを周知	商業労働課
消費生活相談に対する助言・あっせん等	・消費生活アドバイスセンターにおいて消費生活相談を実施 消費生活相談件数　1,487件 ・被害救済のため必要と認める案件について消費生活相談員が事業者との間に入って交渉（あっせん）を行った あっせん件数　191件　あっせん解決率　98.4% ※消費生活相談全体に占めるあっせん割合　12.84%	商業労働課
消費生活相談に対する警察との連携	消費生活相談において特殊詐欺等の被害が疑われる場合には、相談者へ警察機関への相談を促すなど、適切な対応に努めた	商業労働課
消費生活相談員への国民生活センター等実施研修の受講支援	・消費生活相談員のスキルアップを図るため、北海道消費者行政強化事業補助金を活用し、国民生活センター等が実施する研修の受講を支援	商業労働課
PIO-NET（パイオ・ネット）による情報共有	・消費生活アドバイスセンターでの相談業務において、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用し、全国の消費生活相談情報等を参照することにより、迅速で効率的な相談処理や被害防止に努めた	商業労働課
弁護士相談会の実施	・消費者問題についての弁護士無料相談会を実施 開催回数　8回、相談件数　21件	商業労働課
住まいのワンストップ窓口の開設	・弁護士、司法書士、宅地建物取引士、建築士及び土地家屋調査士の相談員と連携した、空き家を含む住まいに関する相談に一元的に対応できる「住まいのワンストップ相談窓口」の開設 相談者数47名、相談員数延べ57名	建築開発課

2.施策の評価

消費生活アドバイスセンターにおいて消費生活相談への対応を実施したほか、消費生活アドバイスセンター相談員に対する研修受講支援については、北海道消費者行政強化事業補助金を活用し、研修機会の確保に努めました。
住まいの総合相談窓口については、年によって相談件数に多少の増減はあるものの、住まいに関する様々な相談に適切に対応しました。

以上を総合的に勘案し、本施策は概ね順調に進捗しているものと評価します。

３．課題と今後の取り組み方向

・インターネット・SNS上の消費者トラブルや特殊詐欺が増加するなど、相談内容が複雑・多様化する中、こうした相談に的確に対応するためには、引き続き相談員の専門的知識の向上や情報収集等に取り組んでいく必要があると考えます。
・「住まいのワンストップ相談窓口」をより活用してもらえるよう広報誌などにより幅広く周知していくとともに、引き続き関係団体と連携し、より専門的な相談にも対応できる体制を整えていきます。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅲ　消費者被害の救済		
	施策の方向	推進施策	
	10　あっせんと調停	（1） 消費生活審議会によるあっせん・調停	
		主な担当課	商業労働課

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
条例に基づくあっせん・調停	・該当事案なし	商業労働課

2.施策の評価

評価対象となる取り組みの実績なし

3. 課題と今後の取り組み方向

該当する事案が発生した場合は適切に対応します。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅲ　消費者被害の救済	
	施策の方向	推進施策
	11　訴訟の支援	（1） 消費者訴訟に要する費用の貸付等
	主な担当課	商業労働課

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
条例に基づく消費者訴訟の支援	・該当事案なし	商業労働課

2.施策の評価

評価対象となる取り組みの実績なし

3. 課題と今後の取り組み方向

該当する事案が発生した場合は適切に対応します。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅳ　環境保全等への配慮	
	施策の方向	推進施策
	12　環境保全等の推進	（1） 環境等に配慮した消費者の育成と事業活動の推進
	主な担当課	商業労働課、環境課、清掃事業課

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
エシカル消費に関する周知・啓発	・ホームページや広報おびひろへの情報の掲載を通じて、エシカル消費に関する周知・啓発に取り組んだ ・消費者講座において、地球環境のために自ら取り組むことができる身近な事例を交えながらエシカル消費やSDGsの啓発を行った	環境課、 商業労働課
レジ袋等の削減に向けた取り組みの推進	・令和7年度は、5事業者（22 店舗）2市民団体と、締結した協定に基づき、レジ袋等の削減に向けた取り組みを継続的に実施	環境課
環境保全に関する普及・啓発	・ホームページや広報おびひろへの情報の掲載を通じて、環境保全に関する普及・啓発に取り組んだ	環境課
一般廃棄物処理基本計画に基づく3Rの推進	・生ごみ堆肥化容器（31個）と電動生ごみ処理機（35台）の購入助成を行った ・情報紙「ごみュニティメール」を発行し、広報おびひろ12月号に折り込んで配布した ・環境教育として、小学校向け環境学習支援事業（実施回数35回、参加者数1,137人）を行った ・フリーマーケットの開催情報を市ホームページに掲載（57件）した	清掃事業課
脱炭素型ライフスタイルの推進	・環境に配慮したライフスタイルへの転換を目指し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の普及啓発、環境教育やマイバック持参によるレジ袋の削減、脱マイカーの推進等に取り組んだ	環境課
環境家計簿の普及	・平成25年度末をもって帯広版環境家計簿の公開を終了したが、電力会社や北海道が公開する環境家計簿の外部リンクをホームページに掲載している	環境課
春や秋のリサイクル行事等各種イベントでの周知・啓発	・毎年2回「ごみ減量・資源化促進月間」を設け、春は「春のリサイクル広場」、秋は「秋のリサイクル広場」などのイベントで周知啓発を行った	清掃事業課
食品ロス削減に係る周知・啓発	・食品ロスの発生状況や食品ロス削減に向けた取り組み等を、ホームページなどで情報提供・周知した	清掃事業課

2.施策の評価

消費者講座や広報等を通じた啓発を通じて環境に配慮した消費者の育成を図ったほか、レジ袋の削減や生ごみ処理器の購入助成、各種リサイクルイベントの開催など、各種取り組みを展開しました。
また、市が実施する出前環境教室を継続し（累計参加者数35,667人(H12～R7)）、環境教育の充実に努めました。
3Rの推進に関して、1人1日当たりのごみ排出量は838g（前年比－18g、目標値は800g）、リサイクル率は23.41％（前年比－0.56％、目標値は30％）で、リサイクル率は低下したものの、1人1日当たりのごみの排出量は平成16年10月の家庭系ごみの一部有料化導入以降最も少ない数字となりました。

以上を総合的に勘案し、本施策は概ね順調に進捗しているものと評価します。

3. 課題と今後の取り組み方向

・環境保全等への配慮に関する周知・啓発については、より効果的な方法を検討しながら、引き続き消費者講座等のイベントなどを通じて取り組んでいきます。
・環境保全の取り組みは多岐にわたることから、行政はもとより、市民の日常生活や事業者の営業活動、市民団体の活動などで、環境に配慮した行動が展開される必要があります。
・第三期帯広市環境基本計画に基づき、良好な自然環境や生活環境の保全に向け、更なる環境負荷の低減に取り組みます。
・環境に関する情報の提供や環境教育の充実などにより、市民の意識啓発に努めるほか、市民との協働による取り組みを進めます。
・環境教育や広報紙、ホームページ、各種イベント等を活用し、周知・啓発・情報共有に努めます。事業内容、実施方法、実施体制などを検証の上、見直しを行い、安定した実施体制を確保できるように取り組みます。

令和7年度　施策評価表

推進施策	基本方針Ⅳ　環境保全等への配慮	
	施策の方向	推進施策
	13　地域資源の活用	（1）　地産地消等による循環型地域社会づくり
	主な担当課	商業労働課、農政課、こども課、学校給食センター

1.施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
イベント等での周知・啓発	・消費者講座を実施し、「エシカル消費」や「SDGs」、地球環境のためにできることなど、身近な事例を交えながら啓発を図った	商業労働課
地産地消の推進	・とかち大平原交流センター夕市　全17回　1,098人来場 ・おびひろ軽トラ市　7月～10月の毎週火・水・土曜日　管内農業者が火・水2軒、土曜日7軒程度出店 ・越冬野菜市　令和7年11月3日開催 ・帯広市農産物小規模加工研究会　令和7年11月21日　みそ作り教室開催 令和8年1月23日　豆腐作り教室開催 令和8年2月24日　そば作り教室開催 令和8年3月6日　豆腐作り教室開催	農政課
給食における地元産食材の使用	《小・中学校給食》 ・道産米100%の米飯、帯広産小麦100%のパンと袋麺を提供 ・地元産野菜の使用割合（重量ベース） 市内産28.8%、管内産29.9% 管外産16.2%、道外産25.1% ・9月から11月に毎月1回、「ふるさと給食」を実施 《保育所給食》 ・地元産青果物類の使用割合（重量ベース） 帯広・十勝産 20.14% 北海道産 20.20%	こども課、学校給食センター

2.施策の評価

消費者講座を通じて、環境に配慮した消費者の育成を図ったほか、地産地消の推進に関し、各種イベント等の参加者数や実施回数が増加しており、着実に市民への啓発が進んでいるものと考えられます。

また、公立保育所の給食における地元産食材の使用については、納入業者の協力により夏から秋にかけての収穫期において地元産野菜を多く使用したほか、学校給食においても、地元の農協や生産者と連携し、地元産野菜の使用割合の向上に努めており、地産地消の促進を図っています。

以上を総合的に勘案し、本施策は概ね順調に進捗しているものと評価します。

３．課題と今後の取り組み方向

・引き続き消費者講座等のイベントなどを通じて、より効果的な方法を検討しながら、周知・啓発に取り組みます。
・地産地消は、地域食産業の活性化につながる取組であり、市民一人ひとりがその意義について理解し、日常の中で意識して実践していくことが重要であることから、今後も継続して地産地消の取組を広く市民に周知し、理解の促進を図っていく必要があります。また、市ホームページ等を活用し広く市民に周知するとともに、地場農畜産物の直売所や販売会の充実を図るため、先進事例や成功事例を参考に直売所等の充実に努めることで、地産地消の促進につなげていきます。
・今後も公立保育所の給食に地元産野菜を優先して使用し、地産地消を促進していきます。
・学校給食における地場産野菜の導入については、天候などの要因に影響されやすい面があるものの、端境期に調達可能な生産者の確保と冷凍野菜の品目拡大が伸び悩んでいることが課題となっています。地場産野菜の導入拡大に向け、地元生産者や加工業者等との連携により、地産地消を促進します。